

香取市東庄町病院組合解散・事務承継支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、香取市東庄町病院組合解散・事務承継支援業務を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、業務委託の受託者を選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 募集する業務委託の概要

- (1) 業務名称 香取市東庄町病院組合解散・事務承継支援業務委託
- (2) 委託内容 別紙「香取市東庄町病院組合解散・事務承継支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）の内容に基づき業務を実施するものとする。
- (3) 選定方法 プロポーザル方式により、提案内容、プレゼンテーション、提案価格等の評価基準を基に総合的に評価、審査し受託候補者を選定する。
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から2019年12月28日まで
- (5) 委託予定額 13,000千円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- (6) 支払方法 業務完了時の一括払いとする。

3 プロポーザルへの参加資格

本業務の企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成30～31年度香取市入札参加資格者名簿又は平成30～31年度東庄町入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 公告日から契約の締結日までに香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）又は香取市東庄町病院組合契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成29年香取市東庄町病院組合告示第7号）に基づく指名停止措置又は入札除外措置を受けていないこと。
- (4) 100床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村若しくは民間が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の同種業務（開設、統合、廃止など）をこれまでに受託し、かつ履行した実績を有すること。

- (5) 仕様書で定める業務委託について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本組合の指示に柔軟に対応できること。

4 プロポーザルに関する質問

本要領及び別紙仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書（様式1）により提出すること。

ただし、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に必要な事項及び業務実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 2018年4月13日（金）午後5時
- (2) 提出方法 質問書（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール（必ず電話で受信確認を行うこと）で提出すること。
- (3) 回答方法 提出された質問の回答は、2018年4月19日（木）に質問者名を伏せて、国保小見川総合病院ホームページにて公表する。
- (4) 提出先 本要領15に定める事務局

5 参加表明書の作成要領等

本業務の企画提案に参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明するものとする。

- (1) 参加表明に必要な書類

- ① 参加表明書（様式2）
- ② 会社概要及び業務実績（様式自由、ただしA4版とする。）

会社名、会社設立年月日、所在地、技術者数、業務概要、経営規模、経営状況、連絡先（担当者氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス）を必ず記載すること。

100床以上の国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村若しくは民間が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の同種業務（開設、統合、廃止など）をこれまでに受託し、かつ履行した実績を有すること。

- ③ 業務実施体制（様式3）
- ④ 配置予定者の業務実績（様式4）
- ⑤ 基本姿勢書（様式自由、ただしA4版1枚）

本業務を実施するうえでの基本的な取組姿勢及び方針を記載すること。

- (2) 資料記載上の留意事項

(1)の②の「会社概要」の記載事項を証する書類（企業パンフレット等）を添付すること。

6 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 2018年4月25日(水)午後5時 必着
- (2) 提出部数 10部(押印が必要なものについては正本1部のみ押印。残りの9部は複写可とする。)
- (3) 提出方法 事務局あてに予め電話連絡のうえ持参(土・日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)あるいは郵送(郵送又はメール便の場合は、配達した記録の残るもの)によること。
- (4) 提出先 本要領15に定める事務局

7 企画提案書の提出者の選定(第1次審査)

本業務において企画提案書を提出することができる者は、香取市東庄町病院組合解散・事務承継支援業務委託業者選定委員会(以下「委員会」という。)において審査し、評価の高い上位5者程度を選定する。

また、参加表明書の提出者が1者の場合でも審査を行い、基準点を下回るときは、受託候補者を特定しないものとする。

なお、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

- (1) 参加表明書の評価基準
「評価基準1」(表1)のとおり
- (2) 審査結果の通知・公表
 - ①上記審査の結果については、5月8日(火)までに応募者に電子メールで通知する。
 - ②審査及び選定結果に係る問い合わせには応じないものとする。
 - ③応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。

8 企画提案書の作成要領

第1次審査に合格した応募者は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案に必要な書類
 - ①企画提案書(様式5)
 - ②企画提案(様式自由、原則A4版片面印刷とする。ただし、資料の作成上A3版を利用した方が確認しやすい場合は可とする。)
 - ③工程表(様式自由、ただしA4版1枚とする。)
現時点で想定している作業スケジュールを記載すること。
 - ④参考見積書(金額は税込みとする。様式自由、ただしA4版とする。)
業務内容のそれぞれについて、内訳がわかるように見積もること。

(2) 企画提案書の提出

- ①提出期限 2018年5月24日(木)午後5時 必着
- ②提出場所 本要領15に定める事務局
- ③提出部数 10部(押印が必要なものについては正本1部のみ押印。残りの9部は複写可とする。
※ 参考見積書は1部
- ④提出方法 事務局あてに予め電話連絡のうえ持参(土・日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。)あるいは郵送(郵送又はメール便の場合は、配達した記録の残るもの)によること。

9 企画提案に係るプレゼンテーション、質疑応答(2次審査)

企画提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

- (1) 2018年5月30日(水)にプレゼンテーション及びヒアリングを行うものとする。なお、時刻及び会場は、別途電子メール等で通知する。
- (2) プレゼンテーションは非公開とする。
- (3) プレゼンテーションは1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は、基本的に説明20分、質疑応答10分の計30分程度とする。
- (4) プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、補助者を含めて4名以内とする。
- (5) プレゼンテーションの内容は、提出のあった企画提案書に基づくものとし、資料の追加配布は認めない。
- (6) 説明時は、プロジェクターの使用を可とし、その場合は、プロジェクター、PC、データ及びUSBケーブル等を持参すること。なお、スクリーンは事務局で用意する。
- (7) 企画提案に係るプレゼンテーション等に関するものの他、業務全般に関する総合的な質疑を行う。

10 企画提案書の評価

企画提案書等について、以下により評価する。

(1) 企画提案書等の評価項目

企画提案書及びプレゼンテーション等の内容に関する評価は、次の各項目について総合評価方式により行う。

①会社の業務実績

- ②業務の実施体制及び配置予定者の業務実績、経験及び能力等
- ③取り組みの姿勢
- ④提案内容に対する的確性、質問に対する応答の明快性
- ⑤業務参考見積の金額の妥当性及び提案内容との整合性

(2) 企画提案書等の評価割合及び基準

評価項目	評価割合	評価基準
① 会社の業務実績	10/100	表 1
② 実施体制、配置予定者の能力等	10/100	表 1
③ 取り組みの姿勢	10/100	表 1
④ 企画提案に係るプレゼンテーション等の内容 (提案内容に対する的確性、質問に対する応答の明快性等)	55/100	表 2
⑤ 業務参考見積	15/100	表 2

11 受託候補者の特定

委員会において、企画提案書の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価を行い、最高点を獲得した応募者を選定し、業務の受託候補者として特定する。

なお、最高得点者が複数となった場合は、項目ごとに比較し、④企画提案に係るプレゼンテーション等の内容、②実施体制、配置予定者の能力等の順で、高い者を選定する。④、②とも同点の場合は、上位2者による再評価を行う。

12 審査結果の通知・公表

- ①上記審査の結果については、第2次審査対象者に電子メールで通知するとともに、業務の受託候補者を国保小見川総合病院ホームページで公表する。
- ②審査及び特定結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。
- ③応募者は、審査・特定結果に対する異議を申し立てることはできない。

13 契約協議及び契約

上記 11 により特定された受託候補者と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは、速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合、第2次審査の評価により順位付けされた上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

14 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しない。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の提出後、応募の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、応募辞退後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは失格とする。
 - ①虚偽の内容を記載した場合
 - ②ヒアリング等の時間に遅れた者又は出席しなかった者
 - ③複数の参加表明書及び企画提案書を提出した者
 - ④その他、委員会が不相当と認める場合
- (5) 本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
プロポーザル参加者の募集 (参加表明書受付期間)	2018年4月9日(月)～2018年4月25日(水)
質問受付期間	2018年4月9日(月)～2018年4月13日(金)
第1次審査結果の通知(公表)・提案書要請	2018年5月8日(火)
企画提案書の受付期間	第1次審査結果通知日～2018年5月24日(木)
プレゼンテーション	2018年5月30日(水)
審査結果の通知(公表)	2018年6月上旬
契約協議及び契約書締結	2018年6月中旬

※スケジュールは、都合により変更する場合がある。

15 事務局

〒289-0393 千葉県香取市羽根川 38 番地

香取市小見川市民センター「いぶき館」2階

香取市東庄町病院組合 事務局 病院開院準備室

電話：0478-82-0301（直通）／FAX：0478-82-3325

E-mail：byouin@city.katori.lg.jp 担当：角田、永嶋

(表1)

評価基準 1

評価項目	配点
① 応募者の実績	
過去に受託した同種又は類似業務について、業務の規模や内容などを総合的に評価する。	10
② 実施体制及び配置予定者（管理責任者、主たる担当者）の能力等	
管理責任者及び主たる担当者の資格・実績を評価する。特に、過去に携わった同種又は類似業務の内容及び携わった立場などについて総合的に評価する。	10
③ 取組みの姿勢	
応募者の取組みに対する基本姿勢、熱意などを評価する。	10
合 計	30

(表2)

評価基準 2

評価項目	配点
④－1 提案内容について1	
<p>○実施方針・実施手順・工程計画</p> <p>業務目的、条件、内容の理解度が高く、業務全体の状況把握を示す、実施方針や工程計画に妥当性があるか。</p>	15
④－2 提案内容について2	
<p>○専門的な視点からの助言</p> <p>医療全般、病院経営等の知識があり、開設者変更に伴う手続き、規制等に対して、専門的な視点からの助言やサポートを期待できるか。</p>	20
④－4 企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容全般	
<p>企画提案書の内容、プレゼンテーションの内容全般にわたり、内容が分かりやすく的確で説得力があるか。</p>	10
④－5 コミュニケーション能力	
<p>質問に対する応答が明快で、かつ迅速であるか。</p>	10
⑤ 業務参考見積	
<p>見積金額が妥当な額であり、かつ提案内容との整合性がとれているか。</p>	15
合 計	70